

公立美術館における建設敷地選定のプロセスに関する研究 島根県立美術館と川越市立美術館を通して

A study on process of selecting the construction site of public museums Through Shimane Art Museum and Kawagoe City Art Museum

○西島陸¹, 堀切梨奈子², 佐藤慎也²

*Riku Nishijima¹, Rinako Horikiri², Shinya Satoh²

Abstract: Today, museums are required to balance their role as public facilities for the spread of art and social education with the role of entertainment facilities that bring in and entertain people. I believe that the process of selecting the construction site of the museum has its own characteristics because the location conditions required for each role are different. The purpose of this study is to clarify the actual conditions of it under the procedures, conditions, and selection criteria, from the selection of the construction candidate site to the final site decision.

1. 研究背景と目的

美術館や博物館は、美術の普及や社会教育のための施設に位置づけられており、文化財の収集、保存を通して歴史を蓄積し、それらを展示や教育普及の活動により公開することで、その役割を果たしている。一方で、町おこしや観光産業にアートを活用しようという動きが見られるようになり、その拠点として美術館が持つ吸引力が注目されている。このように現在の美術館は、地域における公益施設としての役割と、人を呼びこみ楽しませる娯楽・集客施設としての役割を両立させることが求められている。そして、それぞれの役割に求められる立地条件は異なるため、美術館の敷地選定のプロセスには他の建築物にはない独自の特徴を持つと考える。

本研究では、美術館の敷地選定において、候補地の選定から最終的な決定まで、どのような手順、条件、選考基準のもとに行われているのか、その実態を明らかにすることを目的とする。

既往研究には、病院移転における立地ニーズと敷地選定プロセスの実態を明らかにした研究^[1]や、公益施設の整備と中心市街地の活性化の関連を明らかにした研究^[2]はあるが、公益施設に限ったものや、特定の地域における実態の把握が中心であり、美術館の敷地選定に関する実態の把握は行われていない。

2. 研究方法と対象

社会的な役割が求められている美術館を対象とするため、一定規模以上の地方自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、特別区）が設置者であり、美術館連絡協議会に加盟している美術館 106 館に、建

設敷地が発表されている未開館の4館^{註1)}を加えた合計 110 館を対象として、その設置数の把握を行う。なお、本研究では、公立美術館を新築する際の敷地選定について扱うため、他の機能からの転用を伴って開館した美術館や、個人、民間企業からの寄贈により開館した美術館^{註2)}は含まない。

最初に自治体や美術館のホームページの文献調査を行い、各設置者における美術館の設置状況を把握する。次に、美術館の基本計画の段階における自治体による報告書、答申、議事録などの資料が得られた2館について美術館の建設敷地選定の経緯を整理し、その実態を明らかにする。

3. 設置実態

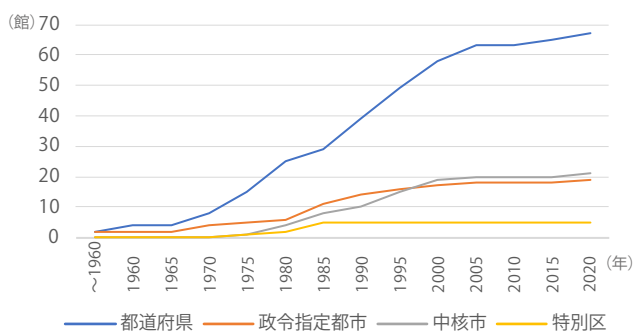


図1 公立美術館開館数の推移 (設置者別)

公立美術館開館数の推移を見ると(図1)、1970年代に都道府県立美術館が活発に開館し、この傾向は2000年まで続く。それから10年ほど遅れて、政令指定都市、中核市、特別区が設置する美術館が開館するようになり、この傾向も都道府県同様2000年まで続く。2000年代に入ると美術館の増加傾向は鈍化するものの、都道府県立美術館は開館し続けてい

1: 日大理工・院(前)・建築、2: 日大理工・教員・建築

表1 島根県立美術館と川越市立美術館の敷地選定のプロセス

	島根県立美術館(1998年開館)	川越市立美術館(2002年開館)	
I. 美術館開館のきっかけ	1959年に開館した島根県立博物館の老朽化、狭小化に伴い、それに代わる新たな芸術文化の中核施設が必要となったため	1990年度に策定された川越市総合計画後期基本計画に初めて美術館建設について記述され、翌年に市政施行70周年記念事業に位置づけられた	
II. 敷地の選定における前提条件	① 松江市内で、島根県を代表する景観の一つである穴道湖の湖面活用ができる場所であること ② 早期に開館できる場所であること(公有地、または用地取得が容易であること) ③ まとまった土地であること	① 美術作品の鑑賞に適した閑静な場所 ② 野外展示も行える環境設計の可能な場所 ③ 火災等の災害の危険が少ない場所 ④ 交通の便が良い場所 ⑤ 十分な駐車場が確保できる場所 ⑥ 周辺に他の文化施設がある、もしくは将来の文化ゾーンの中核になり得る場所	
III. 建設敷地候補地 ※グレー塗りが最終的に選定された敷地	7ヶ所の案が出たが、精査されたのは2ヶ所		
	白濁小学校跡地		
	メリット ・県内各地から利用しやすい ・心理的なゆとりがある ・ギャラリーとして利用しやすい ・穴道湖と一体性がある ・穴道湖の眺望が良い ・景観条例上問題がない ・平成10年の開館に向けて支障をきたさない	デメリット ・現状のままでは相当の駐車場の確保ができない ・出入りが困難	メリット ・観光、商店街との協調の拠点として機能 ・アート系店舗との協調の拠点 ・周辺へ与える付加価値が大きい
	長江干拓地		
	メリット ・心理的なゆとりがある ・相当の駐車場が確保できる ・出入りが容易である ・景観条例上問題がない	デメリット ・文化の集積を図るのが難しい ・県民が気軽に来館できるか ・ギャラリーとして利用しにくい ・用地の造成に支障となる開発制限がある ・用地造成に時間がかかる ・用地造成経費の負担が大きい	デメリット ・駐車場の設置が困難 ・施設規模が限定される ・建築単価が上がる ・現状の市有地では困難(用地の交換が必要)
IV. 候補地から最終的な敷地を選定した方法	(1)設置目的に合致すること、(2)基本的性格に合致すること、(3)1998年の開館に向けて支障がないことの3点の視点から16項目の基準を設けて点数化し、その合計点で決められた。点数をどのように決めているのかは不明。		
	初雁公園周辺		
	メリット ・周辺文化施設との相乗効果が期待できる ・歴史、街並み散策の拠点として働く ・まちの観光動線に沿っている ・自動車による利便性が高い	デメリット ・公共施設の利用が決して便利ではない ・都市公園内では法令の制限がある ・公園の環境的魅力に乏しい	
	川越駅西口周辺		
V. 最終的な敷地の決定要因	メリット ・交通の利便性が高い ・市民の利便を考えたのギャラリー的要素は高い ・ホール、図書館などの複合的な価値が高い ・公有地、まとまった土地があり用地取得に有利	デメリット ・周辺への集客的位置付けが必要 ・複合施設でなければ投資効率が乏しい ・ビル内設置の場合は管理効率が悪い	
	委員会により、1998年10月から2000年4月にかけて、先進美術館の視察を含めた12回の審議によって決定		
	① 多くの人の流れが期待できる ② 交通の要所に位置し、県内各地から訪れやすい ③ 市街地であり、ギャラリーとして活用が可能 ④ 眺望が優れている穴道湖と一体性があり、全国にアピールできる環境 ⑤ 市有地であるため、早期に利用可能		
	① 他の文化施設と近接しており、相乗効果が期待できる ② 建設時に法令上の制限を受けない ③ 自動車による利便性が有効		
	委員会の審議を経て、最終的に川越市立美術館の敷地として選定された		

る。2000年以降に開館した都道府県立美術館17館のうち5館が移転、7館が県として2館目以降の美術館であることから、建物の老朽化による更新や、収蔵作品の増加による展示空間の新設が必要とされており、その結果が反映されていると考えられる。

4. 敷地選定のプロセス

都道府県の設置事例である島根県立美術館(1998年開館)と、中核市の設置事例である川越市立美術館(2002年開館)の2館の敷地選定プロセスについて表に示すI~Vの項目で整理した^{[3][4]}。

「V. 最終的な敷地の決定要因」について2館に共通していた点は、建設敷地は、他の文化施設との協働といった美術館開館後のより良い発展を目指すためのものと、用地取得や法令による制限の回避といった開館すること自体を達成するためのものの、主に2つの要素によって決定されていたことである。また、島根県立美術館の「III. 建設敷地候補地」の内容を見ると、市街地と非市街地のそれぞれ候補地を選定し、県民の利用のしやすさについて重点的に検討した上で敷地選定を行っていることがわかる。対して、川越市立美術館は周辺施設との協調による相乗

効果という点について多く言及し、元より市街地の中に3つの候補地を策定している。

5. 結論

政令指定都市や中核市が設置する美術館は、都道府県にやや遅れて開館していることがわかった。また2館の敷地選定プロセスを比較からは、候補地の選定基準に違いが見られた。このことには中核市の元々市街地が多いという性質と、設置者の規模が関係していると考えられる。

【註釈】

註1) 大阪中之島美術館、鳥取県立美術館、新潟県立美術館(仮称)、川口市美術館(仮称)の4館。

註2) 例えば、長野県立美術館の前身である1966年開館の信濃美術館は、放送局や新聞社が中心となって設立された財団法人信濃美術館によって建設された後に長野県に移管されるという開館経緯を経ているため、本研究の対象としない。

【参考文献】

[1] 洲永力, 野澤千絵:200床以上の病院の移転における立地ニーズと敷地選定プロセスの実態と課題,日本都市計画学会,Vol.51 No.3,pp.755-761,2016.10

[2] 小林敏樹,水口俊典:公益施設整備の多様性からみた中心市街地活性化に関する研究,日本都市計画学会学術研究論文集,35巻,pp.187-192,2000.10

[3] 島根県:県立美術館用地の選定について,知事説明資料,1993.11

[4] 川越市:川越市美術館基本計画調査報告書,1999.10